

教育未来委員会記録

日	令和8年3月6日（金）（第1回定例会）			
時	午前10時0分 開議（ 休 憩 な し ） 午後0時9分 散会			
場 所	第4委員会室			
出席委員	阿 部 智	岡 崎 純 子	吉 川 英 二	渡 邊 惟 大
	青 山 雅 紀	伊 藤 隆 広	松 坂 吉 則	麻 生 紀 雄
	盛 田 眞 弓	宇留間 又衛門		
欠席委員	な し			
担当書記	市 場 涼 介 板 屋 美 穂			
説 明 員	こども未来局			
	こども未来局長	大町 克己	幼児教育・保育部 長	小名木 啓一
	こども企画課長	高澤 賢一	幼保支援課長	上田 昌弘
	幼保運営課長	小林 崇	総括主幹	下川 華揚子
	幼保支援課長補佐	宮下 正広	幼保運営課長補佐	大友 美嗣
	教育委員会			
	教育長	鶴岡 克彦	教育次長	中島 千恵
	教育総務部長	西 公厚	生涯学習部長	大塚 暁
	総務課長	山田 利雄	企画課長	望月 宏次
	教育給与課長	吉野 嘉人	学校施設課長	大久保 智之
	学校環境改善担当 課長	平山 晋市	保健体育課部活動 地域移行担当課長	桑田 秀幸
	生涯学習振興課長	志保澤 剛	文化財課新博物館 整備室長	乃万 博文
	中央図書館長	佐久間 仁央	中央図書館管理課 長	鈴木 孝之
	総括主幹	石毛 実	生涯学習振興課長 補佐	栗山 紀行
審査案件	<p>議案第5号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管</p> <p>議案第52号・千葉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について</p> <p>議案第53号・千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例の一部改正について</p> <p>議案第54号・千葉市保育所設置管理条例の一部改正について</p> <p>議案第55号・千葉市認定こども園設置管理条例の一部改正について</p> <p>議案第56号・千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第57号・千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について</p> <p>議案第58号・千葉市青少年センター設置管理条例の廃止について</p> <p>議案第63号・工事請負契約について（特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業建設工事）</p>			
調査案件	年間調査テーマの総括及び調査報告書の取りまとめについて			

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

委 員 長 阿 部 智

午前10時0分開議

○委員長（阿部 智君） おはようございます。

ただいまから教育未来委員会を開きます。

本日審査を行います案件は、進め方に記載のとおり、議案9件でございます。進め方の順序に従って進めてまいります。

なお、議会機能向上委員会において、議案等審査時の質疑と賛否表明、意見については今定例会から発言場面の切り分けを行わず、質疑と賛否表明、意見を併せまして御発言いただく従前の取扱いに戻すこととされましたので、よろしく願いいたします。

また、案件審査の後、年間調査テーマの総括を実施いたしますので、よろしく願いいたします。

議案第5号審査

○委員長（阿部 智君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第5号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管についてを議題といたします。

委員の皆様は、サイドブックのしおり1番、こども未来局の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の御説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 幼児教育・保育部でございます。よろしく願いいたします。

議案の説明に先立ちまして、議案第54号及び議案第56号の説明資料に誤りがございましたため、訂正並びにおわびをさせていただきます。

訂正内容につきましては、お手元の別紙の正誤表及びその他修正箇所に記載のとおりでございますが、詳細につきましては後ほど各議案の説明時に改めて御説明申し上げます。このたびの不備につきましては、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

恐れ入りますが、着座にて議案の御説明をさせていただきます。

議案第5号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）のうち所管について御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の2ページをお願いいたします。

1、民間保育園等運営費について御説明させていただきます。

まず、1の補正理由でございますが、国の人事院勧告による公定価格の単価増などによりまして、不足した所要の経費を補正予算として計上するものでございます。

次に、2の補正予算額でございますが、民間保育園等への運営費といたしまして15億4,440万1,000円の補正をお願いするものでございまして、財源及び内訳は記載のとおりでございます。

最後に、3の補正金額の内訳でございますが、国の人事院勧告に伴います公定価格の単価の増額による影響額といたしまして15億1,000万円、国補正予算により新設されました運営継続支援臨時加算による加算額の増額による影響額が3,000万円でございます。

幼児教育・保育部の補正予算に係る御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

教育総務部長。

○教育総務部長 教育総務部でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第5号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管につきまして、教育委員会の議案説明資料により御説明をいたします。

議案説明資料の3ページをお願いいたします。

まず、教育みらい夢基金積立金につきまして、1、補正理由ですが、令和7年度の千葉市教育みらい夢基金への寄附金を基金に積み立てるものであります。

2、補正予算額は4,829万円で、財源は寄附金及び財産運用収入であります。

3、補正内容ですが、表に記載のありますとおり、令和7年4月から12月末までに頂きました2,367件の寄附金3,862万円と今後の見込みの938万円を寄附金として計上するとともに、金利上昇により運用益が当初予算を上回ったことによる増額分29万円を財産運用収入として計上しております。

なお、参考といたしまして令和7年度の主な充当事業を記載しております。これは記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

次に、学校施設の環境整備等につきまして御説明をいたします。

まず1、学校施設の環境整備ですが、（1）のア、補正理由にありますとおり、国庫補助金の交付決定に伴い学校施設の環境整備に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となる単年度事業につきましては繰越明許費を設定し、事業期間が複数年度に及ぶ事業につきましては継続費を設定するものであります。

また、既に実施をしております継続事業につきましては、前倒しで進めるため、年割額を変更いたします。

イ、補正予算額は62億4,420万円で、ウの補正内容は記載のとおりとなっております。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページの中段から下段にかけては、継続事業の継続費設定と継続費変更について記載をしております。

継続費の変更につきましては、年割額を変更するもので、事業費の合計には変更はございません。

なお、同じ6ページの上段に記載があります小学校体育館の冷暖房設備整備につきましては、区ごとのバランスや児童数、防災の観点などを踏まえ、総合的に判断して進めることとしております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

次に2、エレベーター設置ですが、（1）のア、補正理由にありますとおり、国庫補助金の交付決定に伴いエレベーター設置に係る経費を計上するとともに、事業期間が複数年度に及ぶため継続費を設定するものであります。

また、既に実施をしております継続事業につきましては、前倒しで進めるため、年割額を変

更いたします。

イ、補正予算額は7億6,600万円で、ウ、補正内容及びその下にあります継続費設定、継続費変更につきましては記載のとおりでございます。

なお、継続費変更につきましては年割額を変更するもので、事業費の合計には変更はございません。

続きまして、8ページをお願いいたします。

次に3、新設校建設ですが、(1)ア、補正理由にありますとおり、国庫補助金の交付決定に伴い新設校建設に係る経費を計上するとともに、事業を前倒しで進めるため、年割額を変更するものであります。

イ、補正予算額は9,000万円で、ウ、補正内容及び継続費変更につきましては記載のとおりとなっております。

なお、継続費変更につきましては年割額を変更するもので、事業費の合計には変更はございません。

続きまして、9ページをお願いいたします。

4、中等教育学校整備ですが、(1)のア、補正理由にありますとおり、国庫補助金の交付決定に伴い中等教育学校整備に係る経費を計上するとともに、事業期間が複数年度に及ぶため、継続費を設定するものであります。

イ、補正予算額は3,200万円、ウ、補正内容及び継続費設定につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

次に5、校庭整備ですが、(1)のア、補正理由にありますとおり、国庫補助金の交付決定に伴い校庭整備に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となりますことから繰越明許費を設定するものであります。

イ、補正予算額は4億469万円、ウ、補正内容は記載のとおりとなっております。

最後に6、照明設備改修ですが、(1)ア、補正理由にありますとおり、国庫補助金の交付決定に伴い照明設備改修に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となりますことから繰越明許費を設定するものであります。

イ、補正予算額は5,100万円、ウ、補正内容は記載のとおりであります。

教育総務部の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長(阿部 智君) それでは、御質疑等がございましたらお願いいたします。吉川委員。

○委員(吉川英二君) 一問一答で伺うので、よろしくお願いいたします。

まず、こども未来局の2ページ、民間保育園等運営費に関してです。

運営継続支援臨時加算の新設なんですけれども、現場でどのような工夫とか活用が期待されているのか、また、保育園のほうから意見があれば、その内容を伺いたいと思います。

○委員長(阿部 智君) 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

当該加算につきましては、物価高騰が続く中での保育園の運営を支援することを目的といたしまして、令和7年度国補正予算により新設された加算となりますが、施設運営に係るものであれば使途の制限はなく、園の裁量に委ねられているものとなります。

現場の御意見に関しましては、この加算に特化して御意見を伺ったことはございませんが、園からは様々な物品が高くなっているというお話は伺っておりますので、当該加算を活用することでよりよい教育、保育の提供につながることを期待されているものと認識しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。

あと、今回の補正で保育士さんの働きやすさですとか子供たちの環境がどのようによくなるのかお示してください。

○委員長（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

議案説明資料の項番3の補正金額の内訳に記載させていただいておりますとおり、本議案に係る補正予算額の多くは①の国の人事院勧告による影響によるものでございまして、当該増額は現場職員の人件費に充てていただくものであることを各保育施設に周知させていただくこととなりますので、こちらに関しましては保育の環境改善というよりは保育士の皆さんの処遇改善につながる性質のものと認識しております。

なお、先ほどのお話にも出ました②の運営継続支援臨時加算、こちらにつきましては、申し上げたとおり用途は園の裁量となりますけれども、物品の購入等に活用される場合には、保育環境がよくなり、保育士さんの働きやすさですとか子供たちの環境改善につながるケースもあるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。

次の教育委員会に移ります。

3ページ、教育みらい夢基金積立金です。

まず、今回の寄附金は全額ふるさと納税分なのか、新日本建設・金網一男こども若者育英基金の活用があるのかどうか教えてください。

○委員長（阿部 智君） 企画課長。

○企画課長 企画課でございます。

令和7年4月から12月寄附分の3,862万円の大半、おおよそ98%は、専用サイトを経由しましたふるさと納税による寄附でございます。

また、新日本建設・金網一男こども若者育英基金を活用しました教育委員会の充当事業においては、教育支援課が所管しておりますフリースクール等民間施設利用料の助成事業1,400万円を充当事業として当初予算に計上しているところでございます。各事業の目的に応じまして、教育みらい夢基金、また社会福祉基金や新たに設置された新日本建設・金網一男こども若者育英基金などの基金の充当の有無を判断しているところでございます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。新日本建設・金網一男こどもこども若者育英基金はいろいろ活用ができると思うので、有効活用していただければと思います。

あと、寄附金の3月までの見込額の算出方法について教えてください。

○委員長（阿部 智君） 企画課長。

○企画課長 企画課でございます。

令和7年4月から12月の寄附の実績から、特に例年ふるさと納税の駆け込み納付の多い12月分、また一部の高額寄附金を除くなどしまして、その実績に基づいて令和8年1月から3月までの寄附見込額を算出しているところでございます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、5ページの学校施設の環境整備等に移ります。

最初に、体育館の冷暖房設備整備の設置の優先基準について教えてください。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

設置の優先の考え方なんですけれども、令和7年度、8年度は部活動がある中学校、中等教育学校、高等学校と、あと特別支援学校を優先して整備しております。その後、小学校につきましては区ごとの整備状況に偏りが生じないように配慮して、児童数が多く使用頻度の高い学校に加えまして、防災の観点から冷暖房設備を備えた避難所がおおむね1キロ圏内に存在しない学校なども考慮しまして、総合的に判断して優先順位を決めているところでございます。

あと、外部改修工事ですとか大規模改造工事を行う学校につきましては、工事の効率化や負担軽減を図るために、これらの工事がもともと予定されている年度に合わせて、冷暖房設備を同時に施工することとしております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。

次に、今ありましたけれども、外部改修と大規模改造の内容を教えてください。

○委員長（阿部 智君） 学校環境改善担当課長。

○学校施設課学校環境改善担当課長 学校環境改善担当でございます。

外部改修は、外部、外壁と屋上の防水を実施する工事です。大規模改造は、建物の外部と、内部、床、建具や設備等を全面的に改修する工事となっております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。

最後に、10ページの校庭整備で、菅田東小学校のグラウンド用地に関する契約状況と、あと今後の整備スケジュールについて教えてください。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 菅田東小学校の第2グラウンドの用地につきましては、地権者から借用することとしておりまして、賃貸借契約は来年度から令和18年度末までの11年間としており、双方の協議により更新可能な内容で契約を締結しているところでございます。現在、実施設計を進

めているところをごさいます、今月中に設計のほうは完了する予定でございます。

整備工事につきましては、今年の6月に予定されている運動会の終了後に着手しまして、令和9年4月からの供用開始を見込んでいるところをごさいます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。質問は以上でございます。

こども未来局、教育委員会ともに、ハード面、ソフト面でよりよい環境になるように期待をしております。会派としては補正予算に賛成ということで、話しておきます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございせんか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

最初に、こども未来局の民間保育園等運営費について伺います。

今回、人事院勧告の関係で計約15億円を民間保育園の人件費の不足した経費に充てるということですがけれども、今回の補正によりまして民間保育園の保育士1人当たりのお給料はどのくらい上がるのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

民間保育園等運営費の算定に当たっての要素といたしまして、地域ごとに設定されている地域区分というものがございますので、自治体ごとの増額というのは多少異なりますが、こども家庭庁の発表におきましては人件費部分の5.3%を引き上げることとされております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 具体的に、金額として幾らぐらいかお示しできますか。

○委員長（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

個々の保育士の先生方の給与というのは、それぞれの園の給与規程ですとか経験年数等によって異なるものでございますので、あくまで試算ということでお聞きいただければと思いますが、我々が把握している令和6年度実績の常勤保育士の月額給与は36万円でございます。ここに先ほどのこども家庭庁が発表した5.3%というものを掛け合わせますと、約1万9,000円ということにはなりますけれども、こちらにつきましては冒頭申し上げたように、個々の先生方によって違うというところがございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

あともう一つ、運営継続支援臨時加算というのが新設ということで、今回使途はそれぞれの施設にということで、先ほどお話がありました。これが加算をされたというか、加算が新設された背景について伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

こちらにつきましては、様々な物品が物価高騰の影響を受けて上がっていると、保育の現場においても同じ状況でございますので、そういった物価上昇の中での教育、保育の提供を支援するというを目的といたしまして、令和8年1月1日に児童が在籍している保育施設を対象として、令和7年度に限って適用されるものとなったものでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

物価の高騰がこれで止まるというふうにはとても思えないので、令和7年度に限っての適用ということになります。国の予算が当然ついてしかるべきだと思いますけれども、足りない分については物価高騰の額、やっぱり千葉市として独自にということは求めておきたいと思えます。

次に、教育委員会の補正について伺いたいと思います。

教育みらい夢基金についてですけれども、始まったのが平成24年度というふうに確認しましたが、この寄附の総額について伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 企画課長。

○企画課長 企画課でございます。

平成24年度から始まっている夢基金ということで、令和7年度12月までの累計寄附金額はおおよそ約3億1,760万となっております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 今現在は、基金の残高というのは、金額は分かりますでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 企画課長。

○企画課長 令和6年度の残高は1億9,575万6,000円ということで、今年度に充当しております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

今回、令和7年度の寄附金4,800万については、令和7年度の主な充当事業に全部使われることになるのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 企画課長。

○企画課長 企画課でございます。

令和7年度の寄附金の見込み4,800万円につきましては、資料にお示しのとおり基金に積み立てられまして、基本的にはこの寄附金は次年度、令和8年度以降の充当事業の財源として活用する予定となっております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

充当予定事業費というのには、今回4項目ぐらいありますけれども、幾らぐらい充てられる

のでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 企画課長。

○企画課長 今年度、全ての充当事業を合わせますと3,090万1,000円となっております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

基金の充当予定事業というのはどのように決定しているのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 企画課長。

○企画課長 充当事業の決定方式ですけれども、教育総務部長、こども未来部長、財政部長、学校教育部長、生涯学習部長で組織されております教育みらい夢基金運営委員会におきまして処分方針を定めており、毎年度、教育委員会事務局及びこども未来局の各課に充当希望事業調査を行った上で、充当事業を選定しているところでございます。

なお、条例に規定する夢と思いやりの心を持ちチャレンジする子どもの育成、次代を担う子どもの参画推進、科学教育の振興、学校施設整備、これらの事業に必要な経費の財源に充てることとしております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。基金ということで、教育の振興などを希望された方、そういう方たちの善意の思いだというふうに思います。

基金の残高が1億9,000万円で、今年使われる充当事業には3,090万円ということでしたので、希望は多分もっとたくさんあるんじゃないかというふうに思いますが、基金が底をついては、ということもあると思うんですけれども、呼びかけをしていただくのと、以前は基金に御協力いただいた方には何らかの形でお返しするものがあつたと思うんですけれども、そういうことを工夫して、これから寄附金を募るみたいなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 企画課長。

○企画課長 今でも、感謝状等を希望者にお送りしております。周知方法も、今までどおりポスター掲示等でやっておりますので、基本的に、この大半がふるさと納税ということで、大変寄附をしていただいておりますので、その状況を続けていきたい、注視していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

次に、学校施設の環境整備について伺いたいと思います。

様々な事業について、総額で結構な金額というふうに思っています。必要なものであると思いますが、物価の高騰による建設資材の高騰ですとか、それから人件費の高騰などが今後も見込まれるかなど。今後の整備事業に影響はないのかどうか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

来年度の工事につきましては、物価高騰分も考慮した予算を見込んでおりますけれども、今

お話のあったとおり、物価高騰の程度によっては事業費も上昇する可能性はあると認識しておりますので、引き続き物価の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 工期の遅れが生じないように求めますが、どうでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

工事が遅れないように、工事部門と綿密に連携しまして適切な工程管理に努め、工期に遅れが生じないように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 子供たちの教育現場で、教育を止めてやるという工事ではないと思いますので、工事できる期間に十分配慮していただいて、予定どおり進むようにしていただきたいと思います。

特に反対をするものではありません。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

それでは、渡邊委員。一問一答でよろしいですか。では、一問一答でお願いいたします。

○委員（渡邊惟大君） 1点だけ、教育委員会のほうの補正予算、学校施設の環境整備についてなんですけれども、エレベーター設置について、今回補正で学校エレベーター設置が完了すると、市内の学校のうち、何校中というか、何%くらい完了することになるのか伺えればと思います。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

今回の令和8年度のほうの整備が順調に進んだ場合、学校は全体で166校あるんですけれども、パーセンテージ的には69%の学校でエレベーターが整備されるということになります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

以前はエレベーターが必要な生徒が入学するところを優先にされているということでしたけれども、今もそれは変わっていないということでもよろしいでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

おっしゃるとおり、エレベーターを必要とする児童生徒さんが入学する予定のある学校ですとか、現に在籍している学校についてエレベーターの設置を進めているところでございます。そこについては、過去と変わりはありません。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。引き続き整備のほうを進めていただければと思います。

補正全体としては、会派としてはどれも重要で、特に今学校施設環境整備については物価高

騰等の影響もあるかとは思いますが、問題なく整備が進むように引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[教育委員会退室、こども未来局説明員入替え]

議案第52号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第52号・千葉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

委員の皆様は、サイドブックのしおり1番、こども未来局の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 議案第52号・千葉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の3ページをお願いいたします。

まず、1の制定の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、特定乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の運営に関する基準を定めるものでございます。

次に、2の制定の理由でございますが、令和6年の子ども・子育て支援法の改正によりまして、乳児等のための支援給付が創設されたところでございます。同法第54条の3において準用する第46条第3項の規定では、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例を定めるものとされておりますことから、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

なお、特定乳児等通園支援事業者とは、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者として市町村の確認を受けた者でございます。

次に、3の条例で定める基準でございますが、内閣府令と同様の基準とし、主な基準の内容といたしましては利用定員に関する基準、運営に関する基準としましては面談、正当な理由のない提供拒否の禁止、運営規定、次のページをお願いいたします、相談及び援助となっております。

最後に、4の施行期日は令和8年4月1日でございます。

議案第52号についての御説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

それでは、御質疑等がございましたらお願いいたします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 一問一答でお願いします。

本格実施に向けて、改めてなんですけれども、現場ですとか保護者のメリットについてお伺いします。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

保護者の方々にとりましては、我が子がほかの子供たちと触れ合ったり、家庭ではできない遊びや生活を体験したりすることができるという、子供の成長という観点からメリットがあるものと考えてございます。

また、保護者の育児に関する負担ですとか不安の軽減という観点からは、子供を一時的に預けることでリフレッシュすることができる、あるいは保育士等から子育てに関する助言を受けることができるなどのメリットがあるものと考えてございます。

現場で支援に携わる保育士等にとりましては、保育施設を利用しない御家庭も含めまして、地域における子育て支援に広く貢献することができる、あるいは、様々な御家庭のお子様を預かることによりまして保育の幅が広がるなどのメリットがあるものと、そういった声を聞いております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。

次に、（２）で正当な理由のない提供拒否の禁止、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、拒んではならないとあるのですが、具体的な事例についてお示しいただければと思います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

この正当な理由の具体的な内容につきまして、国から明確な見解は現時点では示されていない状況ではございますが、例えばアレルギーのあるお子様を安全に預かる体制が整っていない場合などに提供をお断りするといったことはやむを得ないものと考えてございます。

また、例えばですけれども、家庭環境でありますとか保護者の価値観等を理由とする提供の拒否というものは原則として認められないものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。

最後に、保護者用の相談窓口体制と、施設用の相談窓口体制について教えてください。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

利用予約につきましては各実施施設に直接受けていただきますけれども、保護者及び実施施設のいずれからの問合せ、御相談等につきましても、こども未来局の所管課におきまして開庁時間を通じて受け付けることを考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

盛田委員、いかがですか。お願いします。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準を定める条例、これは本格的に制定をするものだというふうに思います。

条例で定める基準を内閣府令と同様の基準にということだと思いますが、このこども誰でも通園制度については令和6年度に教育未来委員会の年間調査テーマとして取り上げまして、委員会の視察でも福岡型というのを視察させていただいて、誰通制度について学びました。

福岡市では、利用時間を月に最大40時間までとか、それから毎週1回で1日4時間から8時間というふうなことを設けて、さらに給食も必須にするとか、障害児の受入れの加算は国は400円ですけれども、福岡市は600円上乗せして1,000円ということだとか、千葉市でやっているモデルと比較をして調査研究を行ったんです。

こども未来局としても、試行的事業に係る利用者からの評価ということで、事業の結果や効果をまとめて、教育未来委員会としてもこども誰でも通園制度に対する要望書を作成いたしまして、利用時間が短いか、事業者としては補助金収入が足りないというふうな文言を用いて、7項目の事業について要望して提出しました。それを踏まえて伺いたいと思います。

主な基準の内容についてですけれども、利用定員に関する基準について、昨年度のモデル事業利用者からの評価等について、預ける時間が少し短いと感じた、とても短いと感じたを合わせると78.6%ということになっていました。月20時間という、利用時間の上限にした理由について改めて伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

そのような御意見は承知しておりますけれども、一方で保育従事者の一部からは、利用者によっては10時間でも効果的という声も聞いておまして、何時間が適切であるかということにつきましては子供の発達段階等々によりまして一概には論じられないものというふうに考えてございます。

国に対しましては、保育人材の確保状況も考慮しつつ、事業の目的や子供の年齢、発達段階等を踏まえた上限を検討し、自治体の独自財源に依存することのない財政措置を講じるよう要望しているところでございまして、現時点で本市の独自財源を用いた拡充というものは考えていないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 時間数を多くすれば千葉市が上乗せをして予算を立てなければならないということが理由だと思います。

次に、事業者側からの補助金収入の不足に対する要望はなかったのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

令和6年度の試行的事業におきまして実施いたしました法人代表者へのアンケートにおきまして、採算の確保が困難という趣旨の回答を複数いただいている状況です。一方で、令和7年度の事業におきましては、受入れ児童数が安定的に一定水準を超えている施設からは収支が均衡したという声も聞かれておきまして、令和8年度から単価増あるいは新たな加算措置が講じられますので、その効果を見極めたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 次に、運営に関する基準についてですけれども、面談についてはオンライン面談を含むとしています。千葉市独自に、直接面談とすべきではなかったのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

国が明示的にオンライン面談を認めておきまして、保護者が置かれた状況等によってはオンライン面談が適しているといったケースも想定し得る状況でございますので、本市といたしましても認めることが妥当と考えてございます。実際の運用方法に関しましては、実施施設の御意見も伺いながら検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 国とは多分環境が違うのだと思いますが、千葉市では近隣の保育所が受け入れる、保育園、保育施設が受け入れることになるとお思いますので、これはオンラインも可能としながら、やっぱり面談をしてお子さんや保護者の皆さんと直接顔を合わせることがどうしても必要だというふうに考えます。

次に、先ほど正当な理由のない提供拒否の禁止というのがありました。正当な理由かどうかは誰が判断するのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

正当な理由の内容につきましては先ほど答弁申し上げたとおりになりますけれども、受入れの可否は実施施設が判断することとなりますが、受入れを断る場合には市もその理由を確認することとしております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） あと、運営規定、事業の運営に関する重要事項等の運用規定はどこが定めますか。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

運営規定は、各実施施設が定めるものになります。

なお、各施設の運営規定が適切な内容となりますように、本市から定めるべき内容を網羅したひな形を各運営法人に提供しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 月10時間では短過ぎる、せめて20時間程度に延長してほしいという声ですとか、時間を延ばせば子供も施設に慣れやすくなるとか、近場に対応施設がないため利用できなかったというのは、利用認定の申請者からアンケートで出ている。こういう事業に関する感想や要望はどのように反映させたのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

実施施設を増やすことを求められる声に関しましては、実態として需要が供給を上回っているものと受け止めておまして、今後5か年の供給計画において、毎年度6施設ずつの拡充を位置づけたところであります。計画に即した拡充によりましてニーズにお応えすることができますように、実施施設の確保に最善を尽くしてまいります。

また、例えば毎回の利用時間が1時間単位であったところ、30分単位での利用を可能とするなど、試行的事業における利用実態を踏まえた利便性の向上を図っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 意見として申し上げたいと思います。

今回、令和8年度の予算分科会の中でも、このこども誰でも通園制度の事業について、制度の本格実施となる4月に事業を予定していた箇所数、25か所の実施施設が、17か所でスタートというお話がありました。新規の応募者もないということでしたので、予定の31か所まで実施施設が広がるのかどうか、大変不透明だというふうに思っています。

国会において、この案件で共産党は、保育士の配置基準が諸外国と比べても低く、保育士1人が見る子供の数が多過ぎるといふところに新たな子供が短時間・日替わりで来ることは、現場の負担がさらに増える、アレルギーや発達状況など必要な情報が把握されずに、命に関わる事故が起きかねない、慣れない環境に置かれる子供のストレスが懸念されるという指摘をして、こども誰でも通園制度には反対をしております。

モデル事業を実施してみて、来年度からの本格実施ということに対して、今回は、要は少しの時間だけでも保護者の皆さんの息抜きだとか、子供たちの成長、発達に関わるものについて、公立保育所なり保育所が役割を果たせばという、そうしたメリットも挙げられているので、そこは否定しませんけれども、やっぱり全ての子供たちということで、よりよい育ちのためには保育士の配置基準を抜本的に改善して、専用の保育室を確保して、親の就労にかかわらず公が責任を持って保育施設に入れる体制を取るべきなのだというふうに思います。

国が進める事業内容について、千葉市としてこの間、私たち委員会、今回の委員のメンバーでいえば、前年在籍していたのは私だけなので、実情を御存じない委員の方が大勢いらっしゃると思うんですけれども、千葉市として新たな改善点を設けずに本格実施へと移行することには納得できないので、この案件については賛成しかねます。

○委員長（阿部 智君） 了解いたしました。ありがとうございます。

ほかにございませんか。では、宇留間委員、お願いいたします。

○委員（宇留間又衛門君） 一括です。それでは、質問いたします。

保育所を利用する世帯の公的な支援と、保育所を利用せず家庭で育てる世帯に対する公的な支援との間に著しく隔たりがあることは、かねてから大きな課題だったと認識しております。

そうした中で、保育所等を利用していないお子さんが利用することも誰でも通園制度が法制化され、確かな財源の裏づけの下で本格的に実施されることはこの課題の解決に向けた前進だと思われませんが、千葉市としてこの制度の役割や意義をどのように捉えているのか、また、それを踏まえてどのように取り組むのか、改めてお考えを伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） では、お願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 本市といたしましても、こども誰でも通園制度につきましては御家庭で子育てをする世帯に対する支援策として極めて重要なものであると認識しておりまして、令和8年度からの本格実施に向け、令和6年度の試行的事業からいち早く制度の構築に取り組んでまいったところでございます。

制度を利用した保護者の方々からは、御自身の育児に関する不安や負担の軽減に加えまして、子供の発達に関する好影響についても高い評価を得ておりますほか、現場で保育に従事するの方々からは、導入当初は様々な疑問や課題が提起されましたものの、運営が定着して以降は子育て支援策としての効果を実感する声も聞かれているところでございます。

現時点では、事業の採算性、保育者の確保、通常保育との関係性など制度設計に様々な課題を内包しておりまして、また、依然として保育需要の高い状況下では広く展開しにくい側面もございますが、実施自治体として可能な限り子育て家庭のニーズに応えることができますよう、国への提案、要望も継続しながら実施施設の確保に努めますとともに、質の高い支援の提供に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 当局の考え方は理解いたしました。

市議会としても、令和6年度に本制度を教育未来委員会の年間調査テーマに設置した後、その調査を踏まえて執行部に対して、利用者・事業者両方の視点に立って千葉市型のこども誰でも通園制度の構築を目指すことなどを求める要望書を提出させていただいたことは承知しております。

制度設計に問題があることはこの調査を通じても承知しているところですが、国が恒久的な財源を確保し、補助単価を大幅に引き上げるなどの措置を講じていることを踏まえ、御答弁のとおり、利用者のニーズに着実に対応することができるよう実施施設の確保に努め、本制度の目的を達成されるよう要望いたします。

この議案には賛成いたします。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） それでは、御質疑等がほかになければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第52号・千葉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成多数、よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

議案第53号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第53号・千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 議案第53号・千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例の一部改正について御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正によりまして令和8年度から新たに乳児等のための支援給付が創設され、保育所等に通っていない子供についても、給付認定を受けることにより乳児等通園支援事業を利用することが可能となったところでありまして、公立保育所及び公立認定こども園においても、当該給付の認定を受けた子供を受け入れることができるようになりましたことに伴いまして、利用時間に応じた使用料を徴収できるよう所要の改正等を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、乳児等支援給付認定保護者が公立保育所及び公立認定こども園において特定乳児等通園支援を利用した場合には、当該利用に要した費用を使用料として納付することとし、その額は1時間当たり300円を上限として規則で定めるほか、併せて文言の整理等所要の改正を行うものでございます。

参考といたしまして、規則において定める1時間当たりの使用料の額を目安といたしましては、生活保護世帯がゼロ円、市民税所得割額が7万7,101円未満の世帯及び要支援児童等のいる世帯は100円、それ以外の世帯は300円となるところでございます。

なお、使用料につきましては、こども家庭庁が令和8年1月27日付けで発出した通知におきまして、乳児等支援給付認定子どもが特定乳児等通園支援を1時間利用する場合の額は、300円程度を標準とする旨が示されております。

最後に、3の施行期日は令和8年4月1日でございます。

議案第53号についての説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

それでは、御質疑等がございましたらお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 。比較のため、一時預かりの不定期利用について伺ったところ、3歳未満児だと半日利用1,100円ということになっています。半日利用の時間は8時から12時半、それから12時半から17時までということで、いずれかの時間内における利用というふうにされているんです。今回の誰でも通園制度の使用料の算定の根拠について伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

議案説明資料の説明と重複してしまいますけれども、令和8年1月27日付けでこども家庭庁より1時間当たり300円程度を利用料の標準とするという通知がなされたことから、これに即して300円とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 金額については妥当かなというふうに思います。ただ、今回の議案というのはこども誰でも通園制度を受けたときの、その金額の設定ということになりますので、私どもは議案第52号については反対の立場ですので、これについても賛成することはできません。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） それでは、ほかに御発言がなければ、採決いたします。

議案第53号・千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成多数、よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

議案第54号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第54号・千葉市保育所設置管理条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の御説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 議案第54号・千葉市保育所設置管理条例の一部改正について御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、（1）の公立保育所の建替え・民間移管等に関しましては、神明保育所の建て替え・民間移管に当たりまして現保育所を廃止するため、また千城台西保育所の建て替え・移転に伴いましてその位置を変更するため、所要の改正を行うものがございます。（2）の乳児等のための支援給付の創設に伴う規定の整備等につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により令和8年度から乳児等のための支援給付が新たに創設されまして、当該給付の認定を受けた子供が公立保育所において実施する乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を利用できるようにするため、所要の改正を行うものがございます。

次に、2の改正内容でございますが、（1）の公立保育所の建替え・民間移管等につきましては、神明保育所は令和8年4月1日付けで廃止し、同日付で民間事業者による運営を開始いたしますほか、千城台西保育所は令和8年5月7日より新所在地にて保育を開始いたします。

なお、千城台西保育所の新所在地でございますが、お手元の資料に記載させていただいております千城台西二丁目21番2号は誤りでございます。正しくは正誤表の正の欄の下線のとおり、千城台西二丁目27番1号となるものがございます。大変申し訳ございませんでした。おわびいたします。

次のページをお願いいたします。

次に、（2）の乳児等のための支援給付創設に伴う規定の整備等につきましては、公立保育

所において入所する教育・保育給付認定子どもに加えまして、乳児等支援給付の認定を受けて乳児等通園支援事業を利用する子供を受け入れることができるよう規定の整備を行うほか、一時預かりを利用する子供等の受入れに関する規定を改正するものでございます。

最後に、3の施行期日は令和8年4月1日でございますが、千城台西保育所に係る改正規定につきましては令和8年5月7日でございます。

議案第54号についての御説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

それでは、御質疑等がございましたらお願いします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 一問一答で、2点だけです。

まず、（1）の公立保育所の建替え・民間移管についてです。

現場や保護者の方が安心して利用できるような交渉ですとかサポートがされているのかどうか、お伺いします。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

民間移管に当たりましては、移管の前年度に保護者、移管先法人、市の3者によります3者協議会の開催、あるいは移管前の公立保育所で法人の保育士と一緒に保育に従事する共同保育の実施、また法人の園長、主任候補者、主任保育士の候補者と、移管前の公立保育所の所長、総括主任との引継ぎを実施してございます。

また、移管後の一定期間、移管前の公立保育所の所長、総括主任、それから保育士等が新園を訪問いたしまして、保育の状況や子供と保護者の様子を確認いたしますとともに、必要に応じて法人に助言等を行うアフターフォローというものを実施してございます。

なお、公立建て替えに当たりましても適宜保護者説明会を行うなど、保護者に御安心いただけるよう努めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。しっかりフォローされているということで、安心しました。ありがとうございます。

最後に、（2）乳児等のための支援給付の創設に伴う規定の整備等についてなんですけれども、現場の体制ですとかサービスにどのような変化があるのか、また、現場の声がもしあればお伺いしたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

本条例改正は、公立保育所において通常の保育を利用するお子様に加えて、誰でも通園制度を利用するお子さんを受け入れるために必要な規定の整備を行うものでございます。公立保育所における誰でも通園制度の実施に当たりましては、専任の職員を配置することとしており、現場においては運営が定着するまでの苦労はあるものの、通常保育への影響も含めて大きな支障は生じていないものと認識しておりまして、この点に関しまして現場からも特段の声は上がってきておりません。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

盛田委員、お願いいたします。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

今回、神明保育所の建て替え・民間移管に当たって現保育所を廃止するということと、千城台西保育所の建て替えと移転に伴って、その位置を変更するための改正ということです。

改正の趣旨の1つ目の公立保育所の建替え・民間移管について伺いたいと思います。神明保育所の民間移管について、運営法人の公募状況と決定に至るまでの経緯について伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

公募に対しまして、社会福祉法人5者から応募がございまして、社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会における審査を経て、令和6年8月に社会福祉法人まこと鳴滝会を選定したところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 整備・運営法人について、愛知県小牧市でも同時期に100名規模の保育園を新規開園して、その後、流山市でも6月に新規開園するということを見ました。専門分科会設置認可部会での審議状況や意見について伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

各委員が、提出書類及び法人へのヒアリングに対する応答から、本市が定める審査基準に即して各法人の提案を採点し、5者の中で最も高い評価を得た法人を選定したところでございます。選定に当たりまして、設置認可部会から附帯意見等は添えられておりません。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 先ほど現保育所と新保育園、運営のほうから、共同保育をしてくれているということですが、共同保育の実施の状況と保育士の確保について伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

共同保育につきましては、令和7年4月からスタートしています。この共同保育ですけれども、令和7年4月の開始当初に従事されていた法人の保育士のうち複数が年度途中で退職されて、想定していた人数を下回る状況となっております。このため、移管後に実施する現神明保育所職員によるアフターフォローの訪問頻度を当初の想定よりも増やしまして、お子さんたち、それから保護者の皆様ともコミュニケーションを取りながら、運営状況を確認することとしてございます。

また、令和8年4月の移管に際しましては、必要な人数の保育士を確保することができる見込みと法人から聞いておるところです。

以上でございます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 法人側の複数の職員が年度退職ということによろしいですか。

今回、（仮称）まことしんめい保育園ということで、ホームページに載っていました。定員は105名ということのようです。入園説明会は、令和7年11月10日の月曜日に3回目ということでした。説明会の定員は13家庭までということで、1回に行う家庭数は少なくしているのかもしれませんが、全ての保護者への説明というのは済んでいるのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

在園児の保護者に対しましては、法人のほうから令和8年3月11日及び3月13日に新園舎にて説明会を実施予定と聞いてございます。

なお、在園児以外の保護者の皆様につきましては、1次選考の内定者には3月4日に説明済み、2次選考の内定者に関しましては3月中に説明予定と聞いております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） あと、建物関係ですが、新園舎の供用開始より新園舎園庭・駐車場整備工事が1年遅れる理由について伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

本件は、神明保育所の隣地にあります市有地を活用いたしまして、大きな移転を伴うことなく現地にて建て替えを行う計画となっております。新園舎は、当該市有地と現園庭の一部に建設されておりまして、4月に新園舎に移転をした後、旧園舎を解体し、その場所に新たな園庭と駐車場を整備することとなっておりますので、このような日程になります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 次に、千城台西保育所の移転について伺います。

新園舎建設工事は令和6年度、7年度と2か年になっていますが、この理由について伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

公共工事として実施します千城台西保育所の建設につきましては、各種工事の調達でありますとか、あるいは施工管理に要する期間も考慮いたしまして、計画の当初から2年間にわたるものと想定していたところでございます。

なお、入札不調によりまして、当初は令和7年度中を予定しておりました新園舎の供用開始、移転が令和8年5月となった事情がございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。

次に、今回もう一つ、規定の整備で、公立保育所においてこども誰でも通園制度の事業を利用できるということになると思います。公立保育所において、規定の整備というのは何を指す

のか、具体的な内容について伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

具体的に申しますと、現行の規定では、保育所に入所することができる者は児童福祉法第24条第1項の規定に基づき市長が保育の実施を必要と認めた乳児または幼児でなければならない、すなわち通常保育を利用する方でなければならないとされておりますところ、保育所を利用することができる者として、市長が保育所において保育することを適当と認めた乳児・幼児その他の児童という規定を加えまして、この規定により乳児等通園支援の利用を可能とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） あわせて、一時預かりを利用する子供等の受入れに関する規定の改正の内容について伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

公立保育所におきまして、児童福祉法に基づき措置入所を行う場合ですとか一時預かり事業を利用する根拠規定といたしましては、現時点では本条例の第4条に規定しておりました委託という条項における保護者が市長の許可を受けて保育所に委託することができるという規定等を整理しているところでございます。

この委託という表現につきまして、児童福祉法のうち保育の入所等に関する規定におきましては、市町村が民間保育施設に保育の提供を委託する場合しか用いられていないため、こども誰でも通園制度に係る改正に合わせ第3条に組み込みまして、各号において入所、措置入所、その他の利用に区分する形で規定の整備を行うものとなります。

なお、あくまで規定上の整備のみとなりますので、御利用いただく保護者、児童に影響があるものではございません。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） あくまで規定上ということですが、委託というのは多分初めての表現かなと、公立保育所においては。

今回2つ、公立保育所建て替えの際の民間移設というのと、それからもう一つは、公立保育所でこども誰でも通園制度、これを、通園する子供たちを受入れできるような規定の改定ということだと思いますが、そもそも公立保育所は公立保育所で建て替えをということ、これまでもこういうことについて私たちは賛成してきておりません。

それに加えて、公立保育所においてこども誰でも通園制度という、確かにメリットがあることは認めますけれども、既に保育を行っている公立の保育所の子供たちの保育の質、それから保育に関わる職員の皆さんの負担、それから様々考えても、やっぱり公立保育所の役割が大きいというふうなことはあったとしても、相談業務や一時預かりということもあるわけで、その制度を充実するということなしにこども誰でも通園制度の充実ということで、今回の規定ということについては賛成することはできないということです。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

では、伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 一問一答で、確認だけお願いしたいんですけども、今回、運営法人の概要のところを見ますと所在地が和歌山県になっているというところで、報道にもありましたような不適切保育があった場合に、園に指導したり運営法人に指導したりとかというふうなことが生じるわけです。

園に指導する分には法人の所在地がどこにあってもまあいいんだろうと思うんですけども、園の体制について指導する場合、法人に対して指導するとなったときに法人の所在地が遠方にあると、円滑な市からの指導は大丈夫なのかどうかというところだけ、確認だけさせてもらいたいなと思います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

御指摘のように、市に本拠地を置く社会福祉法人であれば直接監査の権限があるという意味で、そういったメリットはあることと存じております。ただ、今御指摘のありましたように、園に対する不適切保育等々の指導というものは、法人の本拠地がどこであれ可能ではございません。

その他、例えば経営状況に関することでもありますとかそういったことにつきましては、確かに市内法人、いわゆる所轄法人のほうがやりやすい面はございますけれども、そういったところにどう対応していくかというものは今後の課題として受け止めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 分かりました。課題として認識いただいているのであれば、あらかじめこちらとしても準備できるかなと思いますので、よろしく申し上げます。

議案は賛成で。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第54号・千葉市保育所設置管理条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成多数、よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

議案第55号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第55号・千葉市認定こども園設置管理条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 議案第55号・千葉市認定こども園設置管理条例の一部改正について御

説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正によりまして、令和8年度から乳児等のための支援給付が新たに創設され、当該給付の認定を受けた子供が公立認定こども園において実施する乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園事業を利用できるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、公立認定こども園において入所する教育・保育給付認定子どもに加え、乳児等支援給付の認定を受けて乳児等通園支援事業を利用する子供を受け入れることができるよう規定の整備を行いますほか、一時預かりを利用する子供等の受入れに関する規定を改正するものでございます。

最後に、3の施行期日につきましては令和8年4月1日でございます。

議案第55号についての御説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

御質疑等がございましたらお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いをいたします。

公立認定こども園においてこども誰でも通園制度の事業を利用するための改正ということだと思います。本市の認定こども園は現在何園あるのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

本市の認定こども園の園数でございますが、令和8年3月時点で民間・公立合わせまして56園であります。うち2園が公立となっております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 公立が2園ということなので、54は民間ということだと思います。

この民間の園というのは、職員体制や施設の広さとかは大体同じぐらいの基準ということで考えていいでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

認定こども園の設備・運営に関する基準につきましては、公立保育所も民間のこども園も違いはございませんので、内容は同等でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） それは、受入れをする職員体制も、それから施設の空き、例えば専用のお部屋を用意できるとかということでも同じと考えていいですか。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

御指摘のような内容も、基準に含まれるものについては同等のものというふうに承知をしております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 今回、認定こども園における規定の整備というふうにありますけれども、これについて伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

具体的には、現行規定では認定こども園に入所することができる者は、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき市長が保育の実施を必要と認めた乳児または幼児でなければならないとされておりますところ、認定こども園を利用することができる者として、市長が認定こども園において保育することを適当と認めた乳児・幼児その他の児童を加えまして、この規定により乳児等通園支援事業の利用を可能とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） この議案につきましても、こども誰でも通園制度、この事業を利用できるようにということであれば、52号で反対をしておりますので、この案件にも賛成することはできません。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第55号・千葉県認定こども園設置管理条例の一部改正についてを原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成多数、よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第56号・千葉県乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 議案第56号・千葉県乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の9ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令によりまして関係規定の整理等が行われましたことから、国の基準に合わせまして所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、主な改正内容といたしましては、上から順に、「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、「虐待の防止」を「虐待の禁止」に改め、事業所の利用定員に係る乳児及び幼児の区分が撤廃されたことに伴い、同区分に係る文言を削除するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、お手元の資料では令和8年4月1日としておりますが、

正しくはその他修正箇所に記載させていただいておりますとおり、この後に「第13条の改正規定は、公布の日とする」となるものでございました。改めて、深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

議案第56号についての御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

それでは、御質疑等がございましたらお願いたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

今回、文言の改正というのが行われております。この改正はなぜ行うのか伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

国のほうで、本条例の大本となります府令、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を改正したため、本市も同様の条例改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 具体的には、「事業者」が「事業所」だとか、それから「虐待の防止」が「虐待の禁止」ということで、文言の変更だけということによろしいでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

おっしゃるとおりで、文言の改正になります。この文言をなぜ改正したかというところにつきましては、私どものほうでは説明しかねるところでございます。御容赦いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 次に、利用定員に係る乳児及び幼児の区分が撤廃ということになっております。現行の乳児及び幼児の区分についてお示してください。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

令和7年度におきましては、ゼロ歳と1・2歳とで区分することとされております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 利用定員の乳児及び幼児の区分が撤廃されたことによる支障はないのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 受け入れるお子さんの年齢ごとの人数によりまして必要な職員配置あるいは面積に差異が生じる場合がございますので、運用におきましてはこの基準が遵守されるように留意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 今回の区分の撤廃というのは、現場にとってとても大きな影響があることだと思っております。ゼロ歳では今3対1、1歳が5対1とか2歳が6対1という基準がなく、例えば5人の定員の中にゼロ歳児が5人と2歳児が5人と、全く違う体制になるということが考えられますので、この区分の撤廃ということを主な改正内容の中の文言の中の一つに加えられているということはやっぱり大きな問題だというふうに思いますので、この案件については賛成いたしかねます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第56号・千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成多数、よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[こども未来局退室、教育委員会説明員入室]

議案第57号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第57号・千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

委員の皆様は、サイドボックスのしおり2番、教育委員会の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。教育総務部長。

○教育総務部長 教育総務部でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第57号・千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正につきまして、教育委員会の議案説明資料により御説明をいたします。

議案説明資料の11ページをお願いいたします。

初めに、改正の趣旨ですけれども、教員特殊業務のうち学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で、週休日等に行う者に係る手当の額を引き上げるため、同条例の一部を改正するものであります。

次に2、改正内容ですが、週休日等を実施する部活動指導業務に係る手当について、部活動の地域展開に伴い、処遇と負担のバランスから部活動指導員の補助単価等と見合った水準とするため、記載の表のとおり引き上げるものであります。

3、施行期日は令和8年4月1日となります。

次の12ページですが、新旧対照表を掲載しております。

教育総務部の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（阿部 智君） それでは、御質疑等がございましたらお願いします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 1点だけです。

これは例えば2時間とか、3時間未満は対象外になるということによろしいでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 教育給与課長。

○教育給与課長 教育給与課でございます。

御指摘のとおり、従事時間3時間未満の場合については支給対象外となっております。

なお、単価の設定につきましては、国の基準に即しまして3時間以上の場合で3,900円というところで、設定をしております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 結構です。以上です。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

盛田委員、いかがですか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答です。

部活動における生徒に対する指導業務の手当を引き上げるということなので、これ自体については別に反対するものではありませんが、部活動指導員の補助単価は今お幾らになっていきますでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 保健体育課部活動地域移行担当課長。

○保健体育課部活動地域移行担当課長 保健体育課部活動地域移行担当でございます。

部活動指導員に係る補助事業の単価は、時給1,600円となります。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 先ほど部活動指導員との整合性というか、見合った水準の金額ということですけども、同じにはしない理由はあるのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 教育給与課長。

○教育給与課長 教育給与課でございます。

部活動の地域展開の流れを阻害しないというところで、単価の設定をしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） あと、指導業務が3時間未満への手当について先ほど吉川委員のほうからお話がありました。支給対象外ということで、同じように働いているのに、国に合わせて、というふうなことですか。

○委員長（阿部 智君） 教育給与課長。

○教育給与課長 教育給与課でございます。

日額の特勤というものなんですけれども、通常、日額ですので、1日従事をした場合に支給されるということでございまして、通常であれば半日程度、4時間というのを基準にしているところですが、今回の部活動に関しては3時間というところで、若干緩和をしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。

1時間ごとで、普通は時給といたら1時間ごとで換算されて支給されるものかなと思いま

すが、4時間だったものが3時間になったということでは多少改善したということですかね。

○委員長（阿部 智君） 教育給与課長。

○教育給与課長 教育給与課でございます。

日額の手当につきましては1日の従事ということが条件でございますが、半日程度というところを3時間、見ようによっては緩和をしているという状況でございます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。

反対をするものではありませんが、さらなる改善は求めておきたいと思います。

以上です。

○委員長（阿部 智君） では、渡邊委員、お願いします。

○委員（渡邊惟大君） 1点だけなんですけれども、改正前は練習試合等は別個の金額になっていたものを、今回学校の管理下における部活動における指導業務のほうに統合した理由を伺えればと思います。

○委員長（阿部 智君） 教育給与課長。

○教育給与課長 教育給与課でございます。

改正前の練習試合等は日額3,600円という設定でございましたが、こちらが4時間ぐらい従事していただくと3,600円といったものでございました。今回、3時間で3,900円というところで、金額的に逆転するというのもございまして、全て3時間以上3,900円というところに統合させていただいたということでございます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。金額を合わせるということで、理解いたしました。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかに御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） なければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第57号・千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてを原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[教育委員会説明員入替え]

議案第58号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第58号・千葉市青少年センター設置管理条例の廃止についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。生涯学習部長。

○生涯学習部長 生涯学習部でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第58号・千葉市青少年センター設置管理条例の廃止について御説明いたします。

議案書は176ページですが、議案説明資料で御説明させていただきます。議案説明資料の13ページをお願いいたします。

まず1、廃止の趣旨ですが、千葉市南部青少年センターは昭和48年11月に青少年の健全な育成を図り、教養の向上に資することを目的として設置いたしました。施設の老朽化により修繕及び維持管理に多額の経費負担を要すること、公民館等においても青少年の健全育成と教養の向上を目的とした事業を行っていることから、令和8年度末で廃止するものでございます。

次に2、施設概要につきましては、記載のとおりでございます。

次に3、今後のスケジュールですが、令和8年度に施設の解体実施設計、令和9年度に解体工事を予定しております。

最後に4、施行期日ですが、令和9年4月1日になります。

説明は以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

それでは、御質疑等がございましたらお願いします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 1点だけです。

廃止周知の進捗状況及び利用者の影響と対応方法についてお伺いします。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

まず、利用者や地域住民に対しましては、廃止予定ということで、既に御説明は進めております。今回議決をいただきましたら、速やかに正式な形で周知を図ってまいりたいと思っております。

また、利用者への影響ですが、7年度の利用者数は延べ1万1,400人程度を見込んでおります。うち文部科学省で定義いたします青少年の対象年齢である30歳未満の方の利用割合は、2割弱の1,900人程度を見込んでおります。音楽活動をされている方など施設利用者の方に対しましては、活動場所など公共施設を丁寧にご説明してまいりたいと考えております。

なお、ホールにつきましては令和6年度末で利用停止としておりまして、中学校・高校の演劇大会は既に生涯学習センターのほうへ会場を移しているところでございます。また、講座につきましても、公民館や生涯学習センターで年間460講座ほど現在展開しておりますので、今後は全市的な形で御活用していただくよう御案内する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。理解しました。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いをいたします。

今、施設利用の実績ですとか近隣住民への説明などは分かりました。公民館においても青少年の健全育成と教養の向上を目的とした事業を行っているということで、講座も460講座ということでありました。

今、子供・若者の意見を聴取するだとか居場所だとかって言われている中で、公民館がぜひそういう場所になる、果たしていただきたいというふうに思いますけれども、社会教育の現場として公民館を利用している青年っていますか。講座自体の利用実態ですとか、若者の居場所となっているのかどうかちょっと伺えればと思います。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 まず、講座としまして、青少年のほうは生涯学習センターと一緒にになってしまうんですけども、年間9,400人程度が今受講されている状況でございます。

そのほか、今若者の実態としましては、自習室の利用が増えているということ、それから、公民館でダンスとかそういった活動活動をされている方がいらっしゃる。すみません、具体的な数字は出ていないんですけども、そういう方がいるということを確認しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。ダンス、歌、そういう場面で、あるいはスポーツという形で、若者の居場所というのは確保していただければというふうに思います。

それとあと、解体工事をするということになってはいますが、跡地の利用について伺います。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

跡地利活用については、みやこ図書館白旗分館、これが併設になっておりますが、現地建て替えを予定しているほか、近隣で老朽化が進行しております白旗保育所、こちらの建て替え用地として活用することと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） みやこ図書館白旗分館の建て替えの予定などは分かっていますか。

○委員長（阿部 智君） 中央図書館管理課長。

○中央図書館管理課長 中央図書館管理課でございます。

みやこ図書館白旗分館につきましては、図書館サービスを維持するため現地建て替えを予定しており、今後具体的な検討を進めてまいります。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 公民館と図書館と、公的な施設ということですので、青少年センターとしての役割は終えるのかもしれませんが、代替の施設、それから居場所を含めて、地元の皆さんの意見をよく聞いていただきながら進めていただければと思います。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。渡邊委員。一問一答で。お願いします。

○委員（渡邊惟大君） 確認だけ。

先ほど講座の話があったんですけども、団体利用をしていたような団体さんは、無事に新たな場所というのは見つかっている状況なんですか。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

団体利用の主な内容としましては、音楽活動、それから演劇活動をしているサークル等でございます。こちらのほうは、ホールを休止したときにコミュニティセンターなどの会場を御案内させていただいております。こちらのほうにも音楽室がございますので、こちらを御案内して移っていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 無事に場所が見つかっているということで、安心しました。

ありがとうございます。以上です。

○委員長（阿部 智君） お願いいたします。宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 今、ホールと言うけれども、あなた、あそこがなくなったらコミュニティセンターに行けと言ったって、ないじゃないか、あんた。取れるの、聞きますけれども、あなたは簡単に言ったよね、あっせんするって。取れるかい、2つとも。取れるならいいよ。あそこだって、年寄りだっているんなのをやっていたんだよ。私に来るんだよ、小さいのでもいいから何か造ってくれませんかねって。

簡単にあんたは言うじゃないか。じゃあいいよ、今度あんたに言うよ、みんな、青少年センターはあの人に頼みなさいって、何か取れるみたいよって。そんな簡単に、あなた、向こうにあっせんしますよって、この人たちは使いたいんだよ。それを軽々に、あなた方は何でもそうなんだよ。ああ、大丈夫ですよ。今のを聞いてみると、私たちは憤慨しているよ、今のを聞いたら。じゃ、あんたには頼むからね、今度。皆さん、言ってくれたら取れますよって。私たちは、いつも蘇我コミュニティセンターのあその劇場を取るんだよ、取れないんだよ、みんな。そういうことを言っているんだよ、私は。

あなたは軽々言っているじゃない、ああ、あっせんしますよって、向こうもあっせんしますよって。あっせんするのは結構なんだよ、こっちは使いたいんだよ。そういうことを言っちゃ駄目だよ。じゃ、今度頼むからね。取れなかったらどうするの。

○委員長（阿部 智君） なかなかあれですが、生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

私の発言に多少、本当に失礼な発言があったことはおわびさせていただきます。ただ、ホールにつきましては確かに委員のおっしゃるとおり、蘇我コミュニティセンターが近くでございますけれども、混み合っているという状況は確認しておりますが、そのほか市内から集まってくるということですので、市内に13か所あるホールのほうを案内しているところでございます。

以上でございます。すみませんでした。

○委員長（阿部 智君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 取れないから、みんな、あっせんしても。古くても、あそこは、私、見てるよこうやって、小さい部屋で音楽をやったり、今度は宇留間さん、いいのを造って

くれるよねって、ああ、そうだねって。言う人もいるんだよ。わざわざあっちまで行かないんだ、あそこはあそこでやっぱり向こうの、仁戸名とかの向こうとかいろいろ、来ていますから。

それで幼稚園と併合するって、図書館と言うけれども、図書館もでかいのを造るの。

○委員長（阿部 智君） このあたり、分かりますか。それでは、中央図書館管理課長。

○中央図書館管理課長 中央図書館管理課でございます。

現在と同規模程度で現地建て替えを考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 今はあまり、公務員とかなんかはみんなこれだから、造らないほうがいいよ、高いのを。やはり、地域の皆さんの要望をあなた方は聞かないんだよ、何でも。一方的に潰しますよ、いいですよ。歴史があるんだから、皆さんが、障害者センターだのコミュニティセンターだのって、あなたがどこに住んでいるか知らないけれども、この辺の人はみんな使っているんだよ、利用して。軽々に潰すだとかあっち行けなんて、そういうのを軽々しくしちゃ駄目だよ。もう少し考えなよ。それで造ってくださいよ、もっと、もう少し考えて。

あっちへ行け、こっちへ行けて、その跡地へ幼稚園を造るって、幼稚園はあるじゃないか、あそこに。あれで狭いの、幼稚園、保育園が、あれはそれこそ早く建て替えてやって、ここに同じことを造る、じゃ、幼稚園の跡地は何にするの、今度。

○委員長（阿部 智君） これは所管外になりますか。何か今分かる範囲で、分からなければ結構でございます。生涯学習部長。

○生涯学習部長 財政局のほうでちょっと所管しているので、すみません、申し訳ないですが、今、そちらの跡地のことがどうなるかというのは、すみません、把握しておりません。

○委員長（阿部 智君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 土地が余っているんだから、造ってやってよ。あそこに元どおりに造ってやればいいじゃない。みんな、楽しい場所を、遠くまで行かないで、近くに年寄りがいっぱいいるんだ、あそこには。楽しみにして、カラオケをやったり、何かやっているんだよ、あそこで。

今度あそこがなくなっちゃったら、今度はコミュニティセンターに行けとか弁天町に行けっていったら大変だよ。そういうことを考えて、ひとつお願いしますよ、賛成しますから。本当だよ。軽々言っちゃ駄目だよ。本当に怒られちゃうよ、私たちだってさ。今度頼みにきますから、お願いします。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） いろいろ、地域事情もいろいろ考慮していただけたらと思います。ありがとうございます。

ほかに御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りします。議案第58号・千葉県青少年センター設置管理条例の廃止についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

議案第63号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第63号・（仮称）特別史跡加曽利貝塚新博物館整備・運営事業建設工事に係る工事請負契約についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。生涯学習部長。

○生涯学習部長 生涯学習部でございます。よろしくをお願いいたします。

座って説明させていただきます。

議案第63号・工事請負契約について（特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業建設工事）について御説明いたします。

議案書は187ページですが、議案説明資料で御説明させていただきます。議案説明資料の15ページをお願いいたします。

本件は、特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備のため、博物館、飲食物販施設、土器づくり工房、屋外エレベーター棟の建築工事等を行うものでございます。

まず1、工事名称ですが、特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業建設工事でございます。

次に2、施工場所につきましては、千葉市若葉区小倉町937番地外でございます。位置等につきましては、17ページにございます位置図・配置図を御確認いただきたいと思います。

次に3、工事概要ですが、博物館、飲食物販施設、土器づくり工房、屋外エレベーター棟の建築工事等を行うものであり、詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に4、契約方法ですが、総合評価落札方式一般競争入札でございます。

次に5、契約金額は税込みで90億8,160万円です。

次に6、工期ですが、契約締結日から令和12年9月30日までを予定しております。

16ページをお願いいたします。

最後に7、請負者ですが、前田・市原・トータルメディア・久米特定建設工事共同企業体でございます。その構成員は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

それでは、御質疑等がございましたらお願いします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 一問一答で。

まず、公共交通でのアクセスと、あと特別史跡とのアクセスについてお伺いします。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

新博物館へのアクセスですが、公共交通ですと千葉都市モノレール小倉台駅からの徒歩を想定してございます。なお、車での来館にも備え、新博物館の敷地内には160台程度の駐車スペースを確保する予定でございます。入り口は、小倉台駅側に設置する予定でございます。

次に、新博物館から特別史跡へのアクセスでございますが、坂月川側に出口を設けまして、エレベーター棟を経由しながら坂月川に設置する連絡歩道橋を利用させていただくことになりま

す。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、目標の来館数について伺います。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

目標来館数でございますが、平成31年2月に策定いたしました加曽利貝塚グランドデザインにおきまして、年間約15万人と設定しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。分かりました。

あとは、一般競争入札総合評価落札方式にした理由についてお伺いします。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

一般競争入札総合評価落札方式にした理由につきましては、価格面に加えまして提案内容も含めて総合的に評価を行うことで事業費をできる限り抑えるとともに、総合的に優れたものを選定できるようになることから、総合評価落札方式による一般競争入札で募集を行ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。

次に、DBO、事業全体の事業費についてお伺いします。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業ですが、新博物館の設計・建設業務と新博物館完成後の維持管理運営業務の2つで構成されております。全体事業費でございますが、121億8,360万円でございます。うち、今回の議案でお願いしております設計・建設に当たります工事請負契約分が90億8,160万円、維持管理運営業務が31億200万円でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。

最後に、オープン予定日についてお伺いします。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 オープン予定でございますが、令和12年度の開館を予定しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。予定どおり竣工できるように、期待しております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

盛田委員、お願いします。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いをいたします。

博物館、飲食物販施設、土器づくり工房、屋外エレベーター棟の建築工事等ということで、それぞれの建築物のイメージパースなどがあれば御提示いただければと思いますが。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

申し訳ございません、今お示しできるものはないのですが、3月の下旬頃に建築物のイメージパースを含みます事業提案の概要をホームページで発表する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） この議案が通ってからということになりますか。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

委員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 工期について、先ほどオープン予定日のお話がありまして、令和12年度中で、工事自体は、工期が12年の9月30日までというふうになってはいますが、その理由について伺います。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

令和10年度から新博物館の建設を開始する予定でございますが、博物館の建設につきましては、コンクリート工事が終わった後にコンクリート内の水分量や水蒸気、その他の建築資材から発生する有害物質の濃度を一定基準以下にするための枯らし期間というものが2夏程度必要となります。この2夏が経過します令和12年9月30日までの工期を確保するものでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 枯らし期間というのをちょっと私、存じ上げなかったもので、博物館ですとか中の埋蔵物に影響がないようにという、そういう特定のものなんでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

委員のおっしゃるように、美術品ですとか文化財が傷まないように枯らし期間というものを設けてございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

さっきアクセスについては御説明があったので、割愛いたします。

配置図全体で、敷地が大変個性的な形だなど、あまり見ない形なので、それについてお願いします。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

配置図、確かにこのような形となっております。これは、令和3年度に新博物館の基本計画を策定するに当たりまして、旧小倉浄化センターを中心に必要な敷地の確保の検討を行っていましたが、そのときに御協力いただける地権者の方が所有する土地が配置図の形であったことによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ユニークというふうに言っていると思いますし、オープン予定日が大分先ということで、3月末でないと建物のイメージパースも、ということなので、この敷地を生かした、そういう場所になっていくことが望まれると思います。

反対をするものではありません。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。渡邊委員、お願いします。

○委員（渡邊惟大君） 一問一答で。

基本設計はこれからということなんですけれども、今の段階でいうと車椅子用の駐車場の数とか、あと何か障害者トイレとかをどうやるか、どういう形で造るかとかもこれからということですかね。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

基本設計につきましては、これから開始するものでございます。ただ、今回入札を行うに当たりまして我々のほうで、できる博物館がどのような方にでも御利用いただけるような形にするようにということで入札の仕様をつくってございますので、全ての方に楽しんでいただけるような、そのような博物館にしていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

その際に、例えばいろいろな障害のある当事者の方とかに御意見を聞くような機会というのを設ける予定はあるのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

我々、この新博物館を建設するに当たりまして、市民の皆様と一緒に造っていかうというふうに考えてございますので、そのようないろいろなお声を聞く場をつくっていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。いろんな方の御意見を聞く場をつくっていた

だけるといふことなので、様々な手段でそういった機会を用意していただければいいかなといふふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

では、宇留間委員、お願いいたします。一問一答で、お願いします。

○委員（宇留間又衛門君） 下請、請負業者、前田建設と市原組とトータルメディア、これ市原建設って土建屋じゃなかった。土木をやる関係でこれを入れたの。

○委員長（阿部 智君） 分かればお願いします。文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

市原組さんがこちらの請負に入られた……、「だから、市原組というのは土木会社じゃないの。だから、土木をやるのに入れたの」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、こちらが……。

（「ああ、あれか、ジョイントか」と呼ぶ者あり）。

それで、こちらの請負者が、やはり地元と一緒に……、「そうだよ、入れなきゃ駄目だよ、みんな、地元の業者を入れないと。分かった、それならいいんだよ」と呼ぶ者あり）地元との、貢献を考えてということでございます。（「そうそう、地元の事業者を入れてあげないとかわいそうだよ、泣いているんだから。分かった、いいですよ」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 先ほど、建物の建設のスケジュールと、またどういふ建物にしていくのかちょっと聞きたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 文化財課新博物館整備室長。

○新博物館整備室長 文化財課新博物館整備室でございます。

令和12年度の開館に向けましてのスケジュールでございますが、来年度から基本設計・実施設計に着手をしまして、令和10年度から建設工事を行ってまいります。

どのような建物としていくかでございますが、特別史跡加曾利貝塚新博物館整備・運営事業は、設計・建設だけではなく、開館後の維持管理運営も一括して事業を行うDBO方式で実施されます。設計の段階から運営を見越した建設を行えるメリットがございますので、そのことを生かし、職員や来館者にとっても利便性が高く、またトータルコストにも優れた博物館を目指していく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） あそこの博物館、貝塚がいっぱいあるでしょう。あれを全部囲って、中国の兵馬俑みたく、こうやってするんだ。ああいう、見られるように。いいね、そうすると雨が降っても行けるし。そういう貝塚を、あそこはガラスでこうやってあるから、ああいうふうにするんだ。分かりました。

そういうことで、後世に残るような博物館を造ってください。せつかく4,000年前の文化だから。やはり、いいものを造れば皆さんが見にきますので。フランスにルイ14世がヴェルサイユ宮殿を造ったでしょう、ルイ14世のとき、民衆がパン一つで、あそこで革命を起こしちゃったらあのヴェルサイユ宮殿はなかったと。だから、そういうことで、日本もいいやつを造って、

世界から来るような博物館を造ってください。お願いします。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

それでは、麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） 私からは、意見だけ述べさせていただきます。

2017年に特別史跡になってから既に9年がたちまして、ようやく方向性が見えてきたかなという、とても期待しておりますし、地元でも本当に、とても期待感が高まっております。

まだまだこれから4年以上、ちょっとかかるというところでございますけれども、その間、加曽利貝塚のPRのほうも引き続きしていただきたいのと、実はこの場所は本当に魔のカーブと言われるぐらい、とても危険なカーブでございます。警察ともしっかり協議していただいて、工事期間中も含めて安全対策にも留意していただきたいと思います。

また、今宇留間委員からも御指摘があったように、千葉市の顔となるようなすばらしい博物館となることを期待していますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 地元の声をありがとうございます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りします。議案第63号・（仮称）特別史跡加曽利貝塚新博物館整備・運営事業建設工事に係る工事請負契約についてを原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

説明員の御退室を願います。御苦労さまでした。

[教育委員会退室]

年間調査テーマの総括及び調査報告書の取りまとめについて

○委員長（阿部 智君） では、最後になりました。最後に、年間調査テーマの総括及び調査報告書の取りまとめについてでございます。

今期は、外国人と共生社会を構築していく上での教育・子育て分野の課題と対策についてをテーマとして設定し、1年間調査を行ってまいりました。委員の皆様におかれましては、第4回定例会中の委員会において中間取りまとめのため御協議いただき、その際の御意見等を踏まえて調査報告書の案を作成し、お配りしております。

報告書案の内容、また、改めまして1年間の調査を踏まえた意見、御感想などございましたら、ここでいただければと思います。一言お願ひしたいと思いますので、いつもの順番で、御協力ありがとうございます。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 1年間ありがとうございました。様々施設も見させていただきまして、あとこの13ページにわたる報告書も見させていただきました。

すごく勉強になったのも一つですし、千葉市ってやっぱり海にも近い、幕張メッセもある、成田にも近いということで、本当に国際都市ですし、国際教育という部分でいうと、何か外国

にルーツがある子がたくさん来て、大変だなというイメージの反面、逆にそういう外国の文化に触れる機会も多いんじゃないかなど。

私なんかは、ネイティブスピーカーに会ったのは高校生に入ってからなので、実は小学校・中学校のときは本当に日本の人にしか教えてもらっていなかったんですけど、結構、高校になってから外国の方に会くと、何かちょっと怖いなというイメージもあったんですけど、こういう小さいときから周りにいろんな国の子どもたちがいるというのは、逆に千葉市としては、いい環境というか、それを逆手に取れるというか、そういう機会でもあるんじゃないかなって思っていますので、もちろんきれいごとじゃないということは分かっているんですけど、そういうのも含めて、まさに国際教育といえれば千葉市だなというふうに進めていければいいかなというふうに思いました。

ありがとうございました。

○委員長（阿部 智君） どうもありがとうございます。（「感想でも大丈夫ですか」と呼ぶ者あり）感想もどうぞ。自由闊達な意見でございますので。

盛田委員、御感想で。

○委員（盛田眞弓君） お疲れさまでした。大変有意義な視察も組んでいただきましたし、何より千葉市がやらなければならないことの課題の洗い出しができたんじゃないかというふうに考えています。

実際に、現場の先生だとか、それから今回保育所も回らせていただいて、大変だなと。毎日のことだというふうに思うので、回らせていただいたところの地域差があるということはあると思いますけれども、ただ子供たち、それから保育所でいえば保護者のコミュニケーションも含めて、外国語の対応って今、委員会の中で32か国ということだったので、多分視察をしてからも2か国ぐらい増えているんですよ。

母語を中心として日本語の理解を育んでいくってしたときに、教育未来委員会として子供たちの環境をどう整えていくかということであれば、やっぱり人員の配置と人の手がいないところはどうしてもやり切れないだろうということがあるので、地域で今、日本語学校で頑張っている方たちも含めて、その活動を継続していくための支援、それから地域で受け止めてもらっているところの実情を私たちはもっと聞くことが必要じゃないかなというふうに思っています。1年間テーマの研究をしてきたことで、市内でもいろいろ違いがあるということと、それから、現場がどう困っているのかについてちゃんと手だてをしないと調べただけで終わってしまうので、具体的な手だてについては要望も含めてこの委員会としてまとめはしていったほうがいいかなという、要望していったほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

渡邊委員も何かありましたら、ちょっと御意見をお願いしたいと思います。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。今回、この千葉市の大きな課題の一つ、テーマを調査できたことは、非常に有意義だったというふうに思います。市内の状況も改めて把握して、現場の先生方が人員も限られている中、懸命に取り組んでくださっているという実態が改めて分かりました。

また、行政視察においても、地域ごとに状況は異なる部分はあるんですけど、例えば大

田区のほうだと英語教育につなげるような取組をしていましたし、また西尾市のほうでは、これまでに地域で生まれ育った外国人、在留外国人の方とか、OBの方とかの協力を得ながら、日本語指導とか社会統合に関するお取組をされていることが分かり、すごく参考になりました。

今後とも、この千葉市の中でも大きな課題であると思いますので、今回のこと、得られたことを基に引き続き私たちとしても、私たちの会派としても取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） どうもありがとうございます。

では、麻生委員、お願いします。

○委員（麻生紀雄君） こうやって振り返ると、本当に素晴らしい所管事務調査と素晴らしい視察調査だったなというのをすごく思い浮かべるぐらい、とても学びの多かった1年間だったと思っております。

そうしてみると、やっぱり千葉市もまだまだ手を入れなきゃいけない要素が随分あるなというふうに感じたのと、進んでいる地域は特に企業とのタイアップといいますか、その辺が大きかったことが財政措置にもつながっているのかなと思う中で、本市が進めるに当たって財政措置をいかにしていくかが大きな課題になってくると思いますけれども、これはいずれ我々もしっかりと提言していきながら、これは進めるべきテーマだったなというふうに感じましたので、本当にいい学びをさせていただきました。本当にありがとうございました。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

じゃ、自民党さんからも何か一つ。伊藤委員、お願いします。

○委員（伊藤隆広君） 今回、委員会として外国人と共生社会を構築していく上での教育・子育て分野における課題と対策ということで、年間調査テーマを設定いただきまして、私も委員会が年間で始まるときに、こういったテーマで調査できないかということで提案をさせていただきましたので、1年間一緒にこの調査をさせていただいたということで、本当にありがとうございました。

課題としては何となくはこれまで認識していたんですけれども、改めて委員会として本市の取組の調査、また先進自治体の調査、出雲市と西尾市と大田区の大森東小学校を見させていただき、その後で、本市の状況ということで各小学校・中学校・保育所を見させていただいて、改めて学校現場が非常に苦勞して対応されているというのも実感できましたし、まだまだ対策を、支援策というものを強化していかなきゃいけないということも分かりました。

一方で、教育委員会としてもそういった現状をしっかりと捉えられておりまして、プレクラスの設置に向けて内部で検討を始めていただいたりとか、そういったところも確認できましたので、教育委員会の取組を引き続き応援する立場でいけたらいいなというふうに思っています。

本当に、外国人の方が多いというところの、地域性がある問題でもあるわけですし、美浜区は特にその課題を抱えている地域もあるものですから、改めて今回調査できたということは非常によかったなというふうに思います。

ありがとうございました。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

それでは、副委員長、思いの丈を。

○副委員長（岡崎純子君） 委員長よりお認めいただいたので、発言させていただきます。

まず、この教育未来委員会として、出雲市をはじめ大田区、大森東小ですとか、見るべきところ、必要な視察を、全部回れたなというふうに感じていますし、今期のこの委員会のメンバーの皆様はとても、特に勉強熱心な委員の方がそろっていて、私も副委員長の立場をお預かりしていましたけれども、私自身も大変、委員長をはじめ委員の皆様のおかげで、学んだことが多々あったなと思います。

昨今の状況を見ていますと、やっぱり外国にルーツを持つお子さんたちというのとその親御さんというのと、やっぱり増えていくというのはどうしても現象として起きていることで、これはもう先進諸国どこにおいてもそうだと思うんですけども、外国にルーツを持つお子さんを通して、その背景の親御さんだとか世帯がどういう状況にあるかというのをかなり注意深く見るというのが、出雲市でも、また都内の大田区なんかでも、西尾市でも感じたことです。

千葉市もかなりアグレッシブに先進的な取組を、果敢に攻めているなというふうに感じますので、やっぱりこれは試行錯誤をしていって、受け入れる側の、日本人家庭の側も、そのお子さんたちも、また新たに来る外国にルーツを持つお子さんたちとその御家庭の親御さんたちも、みんながウィン・ウィンになれば一番いいなと思って、試行錯誤を一層続けていくほかないと思いました。

本当にありがとうございます。以上です。

○委員長（阿部 智君） よろしいでしょうか。

では、委員長からでございます。

1年間どうもありがとうございました。なかなかテーマとしては、難しかったテーマだと思いますが、皆様に御協力いただきましてここまでできたことに感謝申し上げます。

ちょうど昨年夏に参議院選挙がございまして、それを境にしてこの外国人施策というのは、政府が大きな政策転換をしたところとございました。私も常々言っておりますが、本来この外国人施策というのは、しっかり門戸を開けたからには国が責任を持ってやらなきゃいけないところを、今までさんざん我々地方自治体に押しつけてきた事実がございまして、これは神谷市長もずっとおっしゃって、市長会でも主張されて国に提言されていたこととございますので、我々議会もそのことについてしっかり学習し、そして事実を見てきたことには意義があったと思っております。

この負担の部分というのは、お金の部分だけではなくて、住民の方、そして今役所の人たち、非常に大きな部分がありますので、これは、しっかり事実を踏まえて、そして提言していくのが我々委員会の仕事だと思います。

一方で、吉川委員からやっぱりポジティブな御意見をいただきまして非常にありがたかったですけれども、やっぱり外国の方が増えたということは、それはそれできちっとプラスのほうに持っていくというほうも議論していかなくちゃいけませんので、非常にありがたい意見をいただいたところだと思います。おかげをもちまして、来年度予算、これに関して随分手厚くしていただいたのは、皆様の御活躍あつてのことだと思います。

我々委員会としては、今この分野は世論を二分していると思います。我々は、排外主義とはやはり一線を画して、そして秩序のある共生社会を持っていかなくちゃいけません。事実をし

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

っかり出していくのが我々委員会の仕事だと思いますので、この意見をまとめて今後の市政に反映させていただきたいと思っております。

それでは、報告書につきましてはお示しいたしました案のとおり、議長に報告した後、当局に提出させていただきたいと思いますが、報告書の提出方法、時期につきましては正副委員長に御一任させていただきたいと思っております。我々としましては、きちっと皆様と一緒に市長に提出したり、その他のことを考えておりますので、御意見とかがありましたら後でまたいただきたいと思っております。

以上となりますが、委員の皆様におかれましては年間調査テーマへの御協力を賜りまして誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして教育未来委員会を終了いたします。御苦労さまでした。どうも1年間ありがとうございました。

午後0時9分散会